

及  
祝  
詞  
略  
解 久保季子茲著

1

特別  
イ 4  
3163  
167(2)

A vertical ruler scale from 0 to 10 inches. The numbers are in black, except for the '0' which is red. An arrow points to the 1-inch mark.

貴  
14  
3163  
167(2)



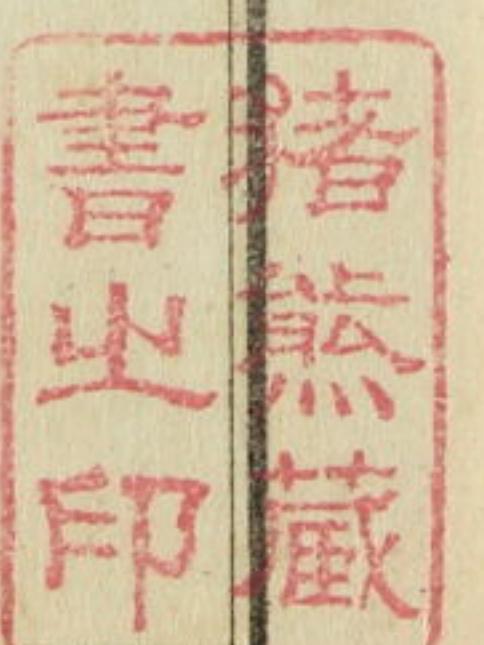
祝詞略解二之卷

久保季茲

編輯

吉岡徳明

校訂



春日祭 考云神名式大和國添上郡春日祭神四座と見ゆ鹿島に坐す武甕槌命香取に坐を經津主命天兒屋命萬幡姬命に坐すと云へり祭は四時祭式より二月十一日上申日也この祭の始れるハ貞觀元年十一月九日なりとあるものに云へり實錄に其事見えぞして同十八年一月丙申春日祭如常とあり儀式にも舉らきしるを定かありりくて此祝詞はかの貞觀の頃に作るなるべく文のさま今の京にても暫く後人乃言にて古に違ふこともあらず○史傳云春日社は神名式に大和國添上郡春日祭神四座並名神大と

ある是なり神宮雜例集に中臣氏神社と舉て鹿島神宮常坐  
陸國鹿香取神宮坐下總國平岡大神坐河内郡相殿姬神神此  
島者件三所明神々殿元明天皇和銅二年己酉都在奈良之時  
内相住給別無宮殿奉崇居春日御社也とあり云々文趣と見るに公庭の御舉  
とも聞えず猶其證と云はゞ大鏡に鎌足大臣の生れ給へ  
るを常陸國あれを彼所の鹿島といふ所に氏の御神を住  
しめ奉る其御代より今に至とまで新しき御門后大臣立  
給ふ折は奉幣使必ず立つ御門奈良におはしまし時か  
しこ遠しとて大和國三笠山にふり奉て春日明神と名け  
奉りて今に藤原氏神にて云々とありかまこ遠しを今本  
持たる古寫本に據て引たり奉るは寫誤也今之屋代弘賢主の春日祭詞に大神等乃乞給  
云々といふ文ハ如何といふに此社ヒ公より祭り給ふ事

二  
と成し尤此山に遷せる年よりハ遙りに後の事ありいか  
ば其頃は彼所遠くとて遷せる事とば裡にして神等の乞  
し玉へる故に移し給へと云ふこと以表に文りたりけ  
む故に大君は神にしませば大らかに其言の隨に此祝詞  
ハ書しも給へとけむ云々春日と云ふ地名ハ彼山ハ元よ  
り鹿の多く住る山なとし故にうと愛しと給ふ神と崇む  
る所にハふさへとて此所に祝へるにて鹿住所乃意に  
や三笠山といふ名ハ鹿島の御笠山の名を爰にも移せる  
稱なること疑なく春日社記其外の物に神護慶雲元年六  
月に鹿島大神御形と顯へし白鹿に乗して三笠山に移り  
給へりとて其途の程の事など何くきと記せるハ凡て妄  
説なり其事若實ならを紀に聊も記さずあるべから

らず云々○講義云注式また祝詞考ともに貞觀十八年二月丙申と見えたきども三代實錄に見えど云々○又云此社御祭の事廿二社注式に或云文德天皇仁壽三年始とするえさもあるべし同書に又清和天皇貞觀元年十一月九日始とあるは本說もから違へるに似たりさるは三代實錄に天安二年十一月三日庚申停<sup>ニ</sup>大原野春日等<sup>ノ</sup>祭<sup>ヲ</sup>とを丁卯停<sup>ニ</sup>大原野祭とも見へ又貞觀元年十一月九日庚申平野春日祭如常と云れば既に春日大原野兩社ともに其祭があとけるな<sup>ニ</sup>云々

天皇我大命爾坐世 詔辭解云坐ハ借字にて令隨<sup>ノ</sup>の意ならそり令隨はもと麻と云ふ即ち隨字の意にてそきより麻々とも麻爾麻爾とも麻迦世とも云ふなるべし備大命に

令隨とハ先づ万葉の歌に天皇の御命畏<sup>ミ</sup>とよめるハ天皇の大命は如何なる事にても背き難く其詔命の隨に畏りて仕奉る由にてそは臣民の方より云ふ言なると此大命に令隨はそと天皇の御方より詔給ふ詞にてその大命の隨に爲<sup>メ</sup>給ふ由あり然れど大命に任せと云ふと同意也○講義云平野祭詞久度古開祭詞にを見え續紀類聚國史文德實錄三代實錄に見れたるを遍く考ふるに他例天皇我詔旨止某神乃廣前爾申賜<sup>倍</sup>申久と云に異ならざ然れば鈴屋翁説の如く天皇我大命爾令隨にて句と隔て廣前爾白久へ係れるなり云々天皇が大命のまゝに某神の廣前に申し給へと其御使の人々に仰給へるふそと取傳へて其神に白す故に申賜<sup>倍</sup>白久とハいへるありされ

尤此も天皇が大命に坐せを宣命にてその御使に仰せ給ふ事にて廣前爾申久は其社に至て演る詞なれば也  
恐支 考云恐きちふ言は伊勢の神宮の御事にもあゝる所には無し言體よく居侍らずいにぞや○講義云恐は俗に恐多々と云ふ義あり云々掛まくもより續くと尤異りその神の御稜威畏き由にて言に掛る謂には非ず  
鹿島爾坐健御賀豆智命 考云此健御雷神經津主神ハ皇祖神の詔を奉て下津國ト知し平たまへる大なる功ある神なること古事記日本記に見にて明りなれば更にも云へずさて式に常陸國鹿島郡鹿島神社名神大月とあり云々香取坐伊波比主命 考云式に下總國香取郡香取神社名神次新嘗大月とあり云々<sub>嘗</sub>  
<sub>次新</sub>とあり是尤經津主神ト齋之大人と申すなり神代紀

に天神遣經津主神武甕槌神使平定葦原中國云々是時齋主神號齋之大人此神今在乎東國櫛取之地云々  
枚岡坐天之子八根命 考云式に河内國河内郡平岡神社四坐と云ひ既に貞觀七年歿にも出づこは藤原氏の遠つ祖神にませば祭るべきなり○講義云神名式に河内國河内郡枚岡神社四坐並名神大月と見れたる是もり並字本せるを今名神祭式次相嘗新嘗に因て補て引つ祭神尤神社啓蒙に引る當社古記に天兒屋命葦不合尊大國主命天照大神若宮天押雲命也と記せれども依難い此祝詞の終る細書に大原野枚岡等祝詞准此とありて並に此詞と用ひらる趣なるをもて思ふに所祭春日に同くして唯天兒屋命と比賣神と主と祭らる事にて武甕槌神經津主神へ客たること云ふも

更なり云々天兒屋命比賣神の本より鎮坐しつるに奈良朝は春日社と定めらるゝ後に春日と同く鹿島香取の神と合せて四座とせられしも乃なるべし

此賣神考云万幡姫命也と云り正しき書には見えど○後釋云枚岡四座の内みり兒屋命の后神などにやかえすらむ然ると世に天照大神ぞ万幡姫命ぞなど申すハ正史をも考へざる妄説也○史傳云三柱姫大神多紀理毗賣市  
島比賣多伎都比賣賣と聞えたり云々○今按に講義に兒屋命の后神にて天鉢女命なりとせきど定め難ければ其説を引出ず猶考るべきなり

廣前考云廣ハ大と云に同じ伊勢神宮の外は皆前とのみあり其中に平野にのゝ廣前とあるは前つ天皇を齋奉

きる宮あればさもあるべし春日にハ例なけれど藤原氏の盛あるに依けるもの也○後釋云廣前と云ふこと古くハ見えず古ハ大前と云るを今の京となりてハすべて廣前とのみ云へり○今按に平野を天皇と齋奉きりと云ハれたるハ非ありそハ平野祭の條に記すべし  
大神等乃云々三笠山能下津磐根爾云々今按に此等の事ハ題の下に史傳等と引て記せるを立返り見て知るべし廣知立考云廣と太とは事によりて意通へば柱らに廣しといふ言なし神代紀ふ柱ハ太く万葉集に眞木柱太た心みど云ひつ○講義云古くは太知とも太知立とも太敷とも太敷立とも云ふを今京と成て波此と廣と換たり貢流神寶者講義云神寶は調度の物を云ふ云々遷奉大神

宮祝詞に雜御裝束物五十四種神寶廿一種乎備備天アマツとあるをもて其差別あることを知るべし此詞に神寶者云々御服波云々と分てるを以て考ふべし云々

御橫刀云々 今按に刀と波迦斯と云ひ弓と登羅斯と云ふは劍ハ佩くもの弓ハ執る物ある故にてそハ其用を即て体の名とせること古人の説の如し日本紀に御刀媛御刀万葉に御執之桙弓などよめり此云彌波迦志ミボカシと見え

御馬爾備奉 講義云儀式に神馬四疋走馬八疋奉ミテ列神殿前近衛少將馬寮頭前行云々次馬寮牽ミテ神馬チ廻タウ社八度云々大臣以下赴ミテ於馬場チ令リ馳リ御馬チと見え江次第にも神馬走馬牽立ミテ神殿チ云々馬寮使牽廻御馬チ八廻云々次向ミテ馬場チ馳リ馬チと有此也さて龍田風神祭詞に楯戈御馬爾御鞍備氏チとある例

にて御馬爾御鞍備奉理ならむや先にハ思へりしきども然にハ非りけりこの備奉理尤上より云並たる御鏡御横刀御刀御梓御馬共ニ總てに係て受たるにて其中には御馬の鞍も含有コモレること言ふも更なりロ風神祭の右の續きに品々乃帶帛備氏チと称る備氏チと此の備奉と事ハ一あればあり云々

御調記傳云美都岐と云ふ言を美尤御都岐は都具と体言に爲たるにて御供給ヨウコキなりされを俗言に人に物と看給ヨウジと云ふ都具と同言にて都具は續くる意なきを御調と云ふは公に用ひ給ふ諸物を下より供給奉る意の名あり云々○今按に記傳猶委一けれど省けて本書に就て見るべし

酒者愚能閉高知愚能腹滿双丘和稻荒稻爾云々とある如  
く同文格るると此詞へに御酒者云々と云て穎の事と云  
はされば平野祭詞久度古開祭詞ともに四方國能進禮流  
御調能荷前乎取並底御酒波云々と云ふを證して荷前、  
他詞に初穗者穎爾毛汁爾とある穎の事なるが即ち和稻荒  
稻にて此に云ふ荷前なることを察むべし

瓊上高知考云爰々上と書るハよし此を以て他とも知を  
神主爾云々講義云御祭に京より向ふ人を悉く云りと  
聞ゆ但其中に一人別に神主と云ふ者ありこハ儀式に前  
二日早旦神祇官人奉ニ神主神琴師神部ト部一向レ社とありて  
當日の所々大臣以下及朝使氏人就座北面東行次神馬四正  
走馬八疋牽ニ列神殿前近衛少將馬寮頭前行次神主著木綿

縵就祝詞座兩段再拜拍手四段とあるともて見るに神祇  
官人にて階卑き人なるが唯祝詞と申す料に依されつる  
ものなりそへ誰ならむと深考るよ祈年祭式に中臣進就  
庭座讀祝詞と見ぬ祝詞式の首にも凡祭祀祝詞者御殿御  
門等祭齋部氏祝詞以外諸祭中臣氏祝詞とあるをもて知  
れたり神主爾某官位姓名乎定氏とあれば此祝詞申す人  
一人の如く聞ゆれとも今日の神事に預る人等を悉く並  
べ云ふこと、見ゆ然れども爾の辭にてハ言足はず爾副  
氏の意なるべく云々さて右の神主ハ神祇官より發遣す  
る事なるが故に四時祭式に齋服料神祇官人一人云々神  
主一人云々膳部八人卜部二人云々守ニ神殿仕丁一人云々  
と見ゆたるが總て參向の人々ハ内藏式に春日祭使裝束

の下に外記一人史生一人辨官史一人史生官掌各一人喚使二人寮五位助以上一人舍人一人仕丁一人近衛少將若中將一人近衛十二人馬寮五位助以上一人馬部一人御馬十二疋丈とあり

安幣帛乃足幣帛考云安とは事故なたをいふ足へ闕落ること無きなり

皇大御神等乎考云皇大御神と云ふハ古事記より始て皇祖神等つゞきてハ天皇と申し奉る例あり今此文にいか云ふハ今京と成て古言と例を違へらるゝ由あるゝ云々今母去前母講義云今ハ當今去前ハ將來を云ふなり續紀宣命に多く見たり又今母今母と重云るも多かり足御世云々今按に講義に足御世茂御世につきて委しき

説ありて足は皇威の遍く天下に光宅を義茂ハ動き無き義とせど其説以と長きめぢへに中に少く信ひ難き事もあきを引出ず

預而奉仕流考云預とハ太政を預り申すよりして諸の司々皆然と仍て百官に係れり○講義云關白と云と見ゆ然らぎきば王等卿等は天皇の子なり臣なり預といふ事叶えど然らば預而奉仕る人以何人となせむ云々○今按に遷奉大神宮の詞に預供奉辨官云々とあり此は先哲の説なけれど此處なると同じきよ異なるう若し同じくを關白なりとハ云ひ難きに似とり猶よく考へて後に云べし處々家々云々考云處々ハ官省寮司衛府京國職廳とある云ひ家々ハ王卿百官の家々もあり○講義云處々家々は京

中の事を云へり云々但處々家々にて其百官人の皆を云中  
あるを云あり舍宅との異あり○今案に考には國廳と  
も兼て説き講義には京中の事とせり何にても通也  
王等 講義云鈴屋大人の説の如く古に意富伎美とを尤  
天皇を始め奉りて皇子諸王までに通れる名あり然るに  
後に親王と云ふ號の出來ては親王を美古と申すと對へ  
て諸王或意富伎美と云別つ事と成るたれどふる親王諸  
王を合せて呼ふ時尤美古多知といひ意富伎美多知とは  
云へりし也此も其にて親王諸王と總たるものなり○今  
案に繼嗣令に凡、皇兄弟皇子皆爲親王以外並爲諸王と見  
えたり

卿等 講義云麻幣都伎美と訓むべきなり天皇の御前に侍

ひて事執り申す由な足大臣を於保伊麻宇知伎美と云る  
も麻幣都岐美より轉きるありさきば此の卿等も大臣以  
上の人等のみを云ならむと思ふに然らず朝廷の諸官人  
とすべいふにその主々しき方を抽出て其他を思へせた  
る簡古なる古文の法なり

伊加志夜久波叡乃云々 考云伊加志は既に出とり夜久波  
叡は彌木榮と略き轉して云ふ言なり以やめ上に木の生  
榮るとはや。い。といふ又はえ。とのみも云ふ也遠江人木草  
の孫枝の生茂るとやひばえと云え即ちいやこばにあり  
さて王卿百司の人たちまでも彌榮に榮えし免給ふと云  
ふ譬なり○今案に古事記仁德天皇御歌に宇知和多須夜  
賀波延那須とありて傳にこの祝詞また平野祭祝詞及び

考の説と擧け木を賀とも具とも通はし云るなるべし但  
く夜賀又夜具と云ハ彌木には非て別に一れ言なるも知  
り難いとあり又講義に尤伊加志は五十櫓。夜久波叡を八  
桑枝にて檼と桑とをもて譬たるなりとて考また記傳の  
説と非とせり熟思に八桑枝は然もあらむとおやめきど  
五十櫓は以りべあらむ今思を定めぬあければ姑く其説  
を載せずみを考ふべし

大原野枚岡等祝詞准之 考云大原野平野れ祭也此祝詞を  
用ゐて其所にしけとる事のみ替るのみ枚岡は既に出ゑ  
す大原野は山城國乙訓郡に在りさて春日大神と此處に  
遷されしハ仁明天皇嘉祥三年也とある物に書きつ文德  
實錄に仁壽元年二月別制<sup>ス</sup>大原野祭儀<sup>ヲ</sup>一淮<sup>ス</sup>梅宮祭<sup>ト</sup>あき

ば其前年嘉祥三年に遷されて今年始めて祭らるゝなる  
べし〇四時祭式に春日祭の次に大原野神四座と擧て神  
名式には此社を擧ざるは後に落れる云々〇講義云二  
十二社注式に舊記曰仁壽元年二月二日乙卯依<sup>ニ</sup>太皇大后  
御祈<sup>ニ</sup>山城國葛野郡大原野仁宮柱廣知春冬乃御祭加賜<sup>フ</sup>と  
有はさもあるべし公事根源にも此神社へ后宮の參らせ  
給はむ爲春日の本社遠きに依て都近き所に遷奉らると  
あり云々

○

廣瀬大忌祭 考云神名式に大和國廣瀬郡廣瀬坐若宇迦乃  
賣命神社とあり文德實錄にも既に如此見ゆ且是を大忌  
神と申をこと古書皆均し是を大忌と申す事の意ハ猶考

ふべし○此文に若宇加乃賣命と申して穀物を依り給ふ  
神なればろと荒た水と傷はせざらむ願事よりて四月と  
七月に御使立らる其祭の始ハ崇神天皇の御代なるへ  
されど上代にハ大裏よて祭りたまひて御使みどはあら  
ざとけむ仍て紀に天武天皇四年四月よりぞ舉たるさ  
て持統天皇紀にも毎年四月七日御使あぞトが日は定無  
りいかくて令に常例の御祭と成てよと後の紀には皆略  
きて記さず其いと後延喜神祇式に四月四日と見ゆるも  
例を思ふに既に令の時の定めならむ○史傳云此社は帳  
考云今在廣瀬郡河合村泊瀬川倉橋川此地ト以へり○講  
義云古事記水垣宮段に於宇院墨坂神祭赤色楯予又於大坂神  
祭黑色楯予ト見え崇神天皇御紀に九年春三月甲子朔戊

寅天皇夢有神人誨之曰以赤盾八枚赤矛八竿祠黑坂神亦  
以黒盾八枚黒矛八竿祠大坂神四月甲午朔己酉依夢之教  
祭黑坂神大坂神トゐるを合せて記傳に大坂神ハ式に大  
和國葛下郡大阪山口神社トある是にて黑坂神は式に同  
國宇陀郡宇陀水分神社トある社ト云ふべし云々と云れた  
るハ甚美き考たて此詞に倭國六御縣云々四時祭式に大  
忌祭一座以御縣六座山口十四座合祭トある如く山口神  
の此大忌神に屬給ふ所以を考れば其主たる大忌神の此  
御世に祭トれ給へる御事を思ひ定むべきより記に阪之  
御尾神及河瀬神トある阪尾御神ハ御縣神河瀬神ハ大忌  
神也と見や何を以川瀬神ハ大忌神ならむと云に此社の  
立せ給ふ所を廣瀬川合ト云るそれ即ち川瀬なりト地に

祀始たりとおぼゆればなり云々紀に天皇夢有<sup>ミ</sup>神人<sup>ニ</sup>誨<sup>レ</sup>之  
とあるハ廣瀬龍田神の御諭言もありけむを記し漏され  
ながら廣瀬神の御事は屬神ある大阪神を以て考得られ  
龍田神の御事ハ正しく其詞に遺れるものなり○大忌神  
と申すハ物忌の義なり此廣瀬に坐す若宇迦能賣命の亦  
名なるが少心得あるべし云々大忌神と申す時ハ天宮に  
て皇大御神に御饌津神と仕奉始給へる御職の號なるも  
のなり豐受宮儀式帳に天照大御神の我御饌津神と詔へ  
るハ我御饌を主る神と申す意也云々大ハ大忌物忌と同  
じ事なるが忌とハ上にも往々云る如く忌清め慎<sup>ミ</sup>敬<sup>フ</sup>  
由なり云々神名式なる出羽國飽海郡大物忌神社<sup>名神の大</sup>の  
社説に稻倉魂神と傳へ傳るハ御名の同じき故に混れた

るなれと其祭神ハ此廣瀬と同<sup>シ</sup>く若宇迦能賣神なるこ  
とを徵すに足ていと貴きことあり○大同本記に雄畧天  
皇の御世天照大御神の御託宣に云々とあるともて事狀  
を知るへきなりこ<sup>ヒ</sup>幽顯を兼て詔へる敕言にて三女神  
ハ幽より齋<sup>ムセ</sup>給ひ丹波道主命の御子ハ顯に其祭主た  
るふ共に豐受大神を祭り給へる所以をもて物忌とハ云  
へり云々○崇神天皇九年四月墨坂神大坂神を始て祭ら  
るゝ時より此廣瀬龍田兩社の御祭があり初つらむと其  
後ハ四月の月中にて何日といふ定めも無りし故に後れ  
などもいつるゝ遂にハ止て過にし年なども有つる故に  
それよりハ唯臨時に行<sup>ス</sup>るのみなりと天武天皇四年  
年に再興<sup>ス</sup>させ給ひてそきより恒例の神事とハ定りけ

るものみるとべし云々令義解に大忌祭謂廣瀬龍田二祭也  
とありて大忌神風神ニにして一なるものなりそと義解  
に風神祭謂廣瀬龍田二祭也とありて大忌祭に風神祭と  
兼ね風神祭に大忌祭を兼ねたるものなり○今按に崇神  
天皇乃御世里長藤時といふ者に託宣ありて祭り奉れる  
を天廳に達し敕使と奉られし事など委しく此社の縁起  
に見えたり其文以と長く信け難きこと多ければ引出ず  
又講義の説も猶信け難きこと無きにあらねど大方さる  
ことに詳考なれば舉つ

廣瀬能河合 考云今も此所を川合村と云り初瀬川の末と  
佐保川の流き合る所みきば川合と云ること著し今は大  
和川とて大川と成きるこきなり此所を廣瀬と云るも大

川原なりしによりて郡名となりつらむと見ゆる所のさ  
まなり

御膳持須流 後釋云この流字いか、持を母多須と云は古  
の延言の例にてもたさむもたすもたせと活用ても必ず  
るどへ活用かぬ詞也この格の言何きも須留と活くこと  
無し○講義云二義あるべし一には御膳持ハ御食物と有  
たが給ひて世に恩賴を蒙らせ給ふ由なり一には御膳神  
とましくて天照大御神に奉らせ給ふその御靈と世に  
ゆまねく幸ひ給ふ由なり云々神代紀に葦原中國有保食  
神と見えたる其神は此若宇迦能賣命は別名なるおと先  
師等の考の如くなる私記に宇氣者食之義也言是保持  
食物神也と注せるハ右の保食神の段に云々自口出矣と

ある文意と能く得たる説あり

若宇加能賣命登御名者白豆 考云古事記に伊邪那美神の御子和久產巢日神其子豐宇氣毗賣神また外宮の度會ひ坐す登由氣神とあるも此御事なるへ一氣と加は同じければをふり又神代紀一書に飢時生兒倉稻魂命はた保食神と軒遇突智命の子てふ事もあり如此傳へのさまくなるハ古の種々の傳のまゝなり凡此神の此功もて御名とせると共に穀物食の類と知り保ち玉ふ事の均しけきば皆同一大神の荒魂和魂などの由と見ゆめり○講義云御名に神の御所業と悉に盡せる故に其御名と彰えし申すこと上なき稱辭となるなり○今按に此神の異名のこと古史徵に委し披見るべし又考に氣と加へ同じとあるは

委しりらぞ此は宇氣の宇を略て氣といひ其氣を加と轉せるふりそへ記傳に云れたるが如く又荒魂和魂とあるも穩ならず凡て加茂翁の荒魂和魂のことへ當り難た由も記傳に詳なり事長ければ今ハすべて略けり又若といふこと諸説詳からずこえ須勢理毘賣を出雲風土記に若須世理比賣とある類の稱辭なるべく

此皇神御前 後釋云此といふ事いりゞ○講義云此廣瀬皇神の前といふ義なきを難なし但今本には御前とあるそれがもさる事なれども此詞風神祭詞ともに御字無けきば衍あり本朝月令に皇神前とあるぞ反りて正しくおやゆる

王臣等乎爲使豆

考云天武天皇四年癸未には

甲戌朔より  
十日に當る

遣ニ小紫美濃王ニ小錦下佐伯連廣足ニ祠風神于龍田立野遣ニ小錦中間人連大蓋大山中曾禰連韓大祭大忌神於廣瀨河曲ニとありて持統天皇まで凡絶えず其紀には四月七月御使のこと尤あれど使の名は略けり云々四時祭式には大忌祭風神祭差ニ王臣五位以上各一人神祇官六位以下各一人充ニ使ニ見えたり

辭竟奉久 講義云風神祭詞ニ稱辭竟奉爾ニあるやまをるらむさきば久ニ爾の誤なるべく

神主祝部等諸聞食止宣 考云こは初の宣なり使の中臣神前にて唱れども神主等ニ宣聞クし其等ニて神に申させらるゝ由なり故神主等稱唯すさて稱唯畢て次文ニ唱るなり

五色物 考云四時祭式に絶一丈八尺絲二絹綿五兩五色薄絶各一丈五尺倭文三尺云々とあるをこの明妙云々と云より下へうけて見るに五色の物ニ右の五色の絶なり或説に神寶ニ五色と云ハ當らず

盾予御馬 考云右同式に楯鉄鞍の三色あり鉄ハ銖の料なること下に見ム○講義云崇神天皇紀九年以ニ黑盾黑予祭大坂神ニとある大阪神ニ此祭につきて祭らるゝ山口神ニるを思ふに此廣瀬龍田神ニも此時に喻ありて如此盾予御馬ニとも添て奉らるゝなるべく四時祭式に鞍ハいひて馬ニと云ハざるハ寮御馬などにハなくして當日の用のみに其國司より出せるならむ

和稻荒稻

考云和稻ニ米なり荒稻ニ穎ニあらあるが以ムふ

其頴の穎をすり去てうるはしく成たるを爾古といふ

毛乃和支物 考云鳥あり

毛乃荒支物 考云獸より○後釋云この和支荒支廣支狹支の四の支字ハ後人の加ヘあるが假令本ヨリ有とも非事なりこハ必ずにひ物あら物ひろ物さものと云ハむこう雅言と聞えたれ支といふべき言のさまに非ず○講義云一種の詞にして義に於て異無し

皇神前爾白賜倍止宣 講義云御使の王臣より預り奉り來つる幣帛を奉らるゝ狀と神主より皇神に申せとなり

皇神御心 講義云次ある風神祭詞にも皇神能御心爾平久聞食互見ゆ是に依て御心爾訓つくべし

皇御孫命能長御膳能遠御膳登 講義云今本遠御膳乃とあ

きども祈年風神大嘗などに登止の辭と書けば乃ハ正しく止の草書よと誤れること著ければ考の本に改められたるに依りつされど登字次書きたるハ宜しあらず

赤丹穗云々 講義云御刀代乎始互に續きたるハ足はぬに似たれども此ハ皇神に先奉らせ給ひて天皇は其残りを聞食す御義にて古語拾遺に神物官物未分別とある上古の遺制な考に云々といはれたるは此古義得知られざる説あれば據よ足らず○今按に考に此所に脱文ありとて字と補へきたきど講義の説にて聞えざるにあらねば取らず

御刀代 後釋云御年代なりと或人の云る宜し年ハ稻にて神の御稻を作る田考に○講義云紀に神田と書たるをもて見れば御刀ハ御所にてその神社の地につきて封田を

定らるゝ由ならむり代ハ田地の事なり御記に頃を志呂  
と訓み万葉八に五百代小田姓氏錄に輕地三十代といふ  
こと見え常にも苗代ふぞいふそれなり

親王等王臣等 考云おのゝ 封戸の田地を云ふ ○皇子を  
親王二世以下をおほきみと分てるハ大寶令の頃よりの  
事也 ○後釋云皇御孫命能長御膳能といふより王臣等と  
云ふまでの文みだせぬハしく人まじて調はず ○今按  
よ講義に王字下に等字を加へて諸本に落たると本朝月  
令にあるに従ひて加つと云へモ誠に此字あるが佳とす  
公民 講義云記傳に大御寶といふ義あり又公民といふ義あり  
に對へて良人といふ稱にて古書に多く見ゆ云々必しも  
奴婢に對へねども唯天下公民など云ハ民といふ義也 捜

民といふハ下さまの賤しき者に限れる如くなれども然  
には非ず天皇の御上よりハ貴人をもおしみべて稱ふ事  
あり

取作奥都御歳者 後釋云此七字除去て宜し此言爰に在て  
へいとく拙い○講義云祈年詞に皇神等の依奉牟奥津  
御年乎云々もどあると全同意の續あり故こゝにも皇神  
乃御刀代乎始豆云々と云り上に云る如く此詞をいふを  
皇御孫命の料給ふ御縣の事を聞かせたるを思ふべし  
引居 講義云引ハ持運ふ事をいふ云々奉るより前に先つ  
其社の庭上に持運び居るを云  
打積置豆 講義云千稻八千稻に引居たる稻を汁とし穎と  
して神の御前に積み置くことの多かるを云り鈴屋翁の

引居豆と云て又打積置豆と云ひと拙いと云れあるは居と置とを混同に思僻られしにて依り難く

秋祭爾奉牟考云今四月の祭を云ふ也その七月ハ此等の詞を換ふべし

倭國能六御縣爾坐皇神等考云六の御縣ハ既に出山口の神社も同じく出たれどそハ宮材により爰も田地に依たる祭也かくてこの祭と龍田祭又ハ同じ御縣の刀禰男女集へりされど龍田ハ風神祭あれば他の神等ハ祭らざ爰ハ水の祭り故に六の山にも水あるにつげて殊に祭らるゝなり○講義云此ハ廣瀬大忌祭に屬て御縣六座山口十四座の神等と祭添らるゝに依て山口神に言別て申し給ふ詞なるがその御縣神に申す詞もくして山口神の詞の

みあるをもて脱たるゝと思ふに然らず御縣神は祈年詞ふ注せる如く御食津神にまして此廣瀬大忌神と同神におへせるが彼は蔬菜の事を主として祭らるゝに依て其詞も殊にあるを此ハ稻穀の事を主として祈らるゝことゆゑに其趣意に於てハ大忌神に申させ給ふに異なることを無きと以て其詞ハ此大忌祭詞を相通はして用ひ給ふにてあるべきかと思ふに然らずこハ御縣山口神と一つに連ねたる辭分なり四時祭式祭條大忌に是日以御縣六庭山口十四座合祭其幣物云々共用社料云々とあるをもて見れハ其御縣山口神ともに廣瀬社にて饗し祭らるゝなり共用社料とあれば當日廣瀬にて祭られ其幣帛ハ六の御縣の刀禰に屬て其本社に奉らるゝ事と聞えたり○六御縣

乃の乃字へ及字にて山口の上に在つる字なりけむを誤て乃假字として小書にせるなり六御縣ハ御縣六座にて高市葛木十市志貴山邊曾布以上六座也御縣ハ御園といふに同きを以今京以來ハ園神と申て祝ふこと内膳式に見えとるが如し園韓神とハ異あり思ひ混ふ可らず此詞に皇神等乃敷坐山々乃自口狹久郡多利爾下賜水平までハ山口神の御德功に拘り次に甘水止受豆天下公民乃取作云々ハ御縣神の御所業なるを錯綜する古文の妙なる所もありと雖六御縣のどある乃字を及字とせざれば此にも彼にも滯る所出来て事實に叶はず式文に合ばず○山口に坐ハ四時祭式に山口十四座とあるこれなり祈年に見れたる六座の外ハ吉野巨勢加茂當麻大阪膽駒都祁

養布の八座にて云々右の神々は大忌祭みつきて廣瀬の社にて祀らるゝこと爾母の詞にて聞ゑぬりさて其幣物ハ各社々に別ち納めらるゝこと祈年祭を神祇官にてものゝ其幣物を頒ち行へれたる各諸社の禰宜神主祝部等の受賜はりて持下りて其社に納めて祭を行ふに異ならず。狹久那多利爾考云大祓詞に高山之末短山之末與利佐久奈太理爾落多支と云るに同じ○後釋云佐は例の眞にて眞下垂なま川水の山より落るさま云り拔然水の落る處を久良とも多爾とも云ふ久良は久那多爾は多理にて共に久那多利より出たる名なり

下賜水

講義云山口神の佐久那多利より降し給ふ也こき

より彼祈年詞に云る水分神の分配角まふなり崇神天皇九年四月墨阪神大阪神に盾矛を奉て祭らせ給ふは祈年穀の御事にて所謂水分神山口神なれば今も其例に因准て水分神をこそ祭ら考給ふべきに此にハ御縣神を祭らせ給ふハ水分神の水を分配たまふ事を畢竟山口神の山々より佐久那多利に下し給ふ上の作用あるに因て此にてハ山口神に祈り申さるゝが其山口神は水分神に其事を令成たまふが故に別に祭られざるは主宰角る神を祭れを其支屬の神ハ從ふて共に其祭と受給ふこと常例あればあり山口神ハ水源の神水分神尤流末の神なるを思ふべく

甘水登受而 考云令の大忌祭の義解に欲レ令下山谷水變成甘

水浸潤苗稼得其全稔故有此祭といふに均し受而ば田の受るなり○講義云甘水は下ある荒水の對なり甘美の謂に非ず和熟をる由也物の麗あるを和熟せしむるをウマスと云あを此語例なり

荒水 講義云こは暴雨霖雨洪水ハ事といふもり汝命 講義云記傳に續紀宣命に奈賀命聞食書紀武内宿禰の歌に大雀命と指て汝命とも詠り後世には汝は卑くめたる稱ふきど上代には尊む人をも云り故命ともいへるあり

刀禰男女 考云刀禰は舍人と書り公の守する人をそべて舍人といふありしを後世みは貴賤ともに公に仕奉る事あるもちとすべいふ事と成りて里長坊長ふどをいゝ刀禰と云りこの御縣の刀禰は坊令より里長までを云ひ

此男女は百姓をすべいふならむ○西宮抄裡書に大節には大夫を稱<sup>ニ</sup>刀禰<sup>ニ</sup>小節には侍從禰如儀式云々と見ゆ其節會によりて唱ふる例は異なきど先は官職ある人とば貴賤ともいふ事知るべし或説に六位以下を云といふは委<sup>ニ</sup>あらぞ○講義云刀禰は處主にて戸母<sup>ヲ</sup>を男女に依て其禰の易る也戸母は女に限る事いふも更なるを刀禰は打任せては男の稱なると女刀禰と云へば女の稱ともなれるあり故此に刀禰男女と云ふもあり扱こゝに刀禰と云尤倭國六縣の縣主より始て其所々の里長と云なり○考云此六の御縣は祈年祭に出たる高市葛木十市志貴山邊曾布乃六郡也かくて爰に山口坐神と申すハ高市<sup>飛鳥</sup>十市<sup>石</sup>城上<sup>長谷</sup>又高市<sup>畠</sup>又十市<sup>耳</sup>なること同式にあり扱

郡郷ハ同じきを御縣の社と山口社ハ各異なり又四時祭式の此大忌祭の條に是日以<sup>ニ</sup>御縣六座山口十四座合祭口は四時祭式には飛鳥石寸忍阪長谷畠火耳梨夜支布<sup>添上</sup>吉野郡伊古麻郡<sup>平群</sup>都祁郡<sup>巨勢</sup>山邊十四座也此祈年祭の祝詞に出たる外は後に加へられくなるべし○今接に後釋<sup>ニ</sup>おの一段を雜めらきたきと講義の説に據きば通へざるにあらざば今彼説を記し出ず○

龍田風神祭 考云神名式に大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社二座並名神大龍田比古龍田比賣神社二座と見

へたり是則龍田山の東西の麓立野といふ所に坐ぬ今も  
おゝと立野村と云り其立野のもりの水垣の内に大なる  
社二つあり是比古神比賣神也その大社の東に小社あり  
是は後に齋へるにや知難ノ○今法隆寺の所に宜しき社  
二つあり是を龍田の本宮ぞと云ひなす尤例の偽なり爰  
は立野の御旅所なるホトトと今も然り云々立野ハその法隆  
寺より南方へ今道二町ばかりあり木深くしてモ乃ふり  
たる社なり○後釋云此龍田神と崇神天皇の御世に祭り  
給へる事別て尤見へざれども古事記彼御段に定奉天神  
地祇之社又於宇陀墨阪神祭ニ赤色盾矛於大阪神祭ニ黑色盾  
予又於阪之御尾神及河瀨神悉無遺忘以奉幣帛也と見え  
書紀にも便別祭八十萬群神トあきを風神祭も此内に在

けむこと論なし○講義云此御社の廣瀬大忌神と共に崇  
神天皇の九年四月ひ祀始られたるならんといふ證尤記  
傳に御紀九年云々祭墨阪大阪神ト見えたると此祝詞と  
を合せて水分神墨坂山口神大坂を祭り給へる事を徵さ  
きたるが尙思ふに此時必ず廣瀬大忌神をも此度に祭ら  
れたるべく然るハ山口神ハ大忌神に屬て祭らせ給ふ神  
に坐せず其支神を祭らきて本神ト遣さるべさ故無けれ  
となりかくて天武天皇紀以降の書に大忌風神二祭の二  
にして一なるが如く記されとる尤上古より此二神共に  
同時に祭り來れる例に因准れたる事炳然なれば龍田風  
神も同じく祭始たる事紛なきム上に紀に夢有神人云々  
とあると此詞に志貴島爾大八島國知志云々とあると同

事なるを思合すれば紀にば此度に大忌風神を祭られたるを記漏されぬるものなり云々先にハ大忌風神ともに天社國社の中に舍て七年十一月の事ふらむと思ひいかども尙熟思ふに此詞の中に皇御孫命詔久神等乎波天社國社止忘事無久遺事無久稱辭竟奉止思志行乎波須誰神曾天下公民乃作々物乎不成傷神等波我御心曾止悟奉止宇氣比給支とあるは正しく御紀七月の下に定天社國社及神地神戸とある其事を云るあれば其より後ならでハ叶ひ難く然らばかばかりの大事の御紀に其面影ばかりも絶て無るべき理あらざきば上に云る如く九年三月に大御夢に悟り奉り給ひ一事ありて同四月に其始祭ありけること更に疑なからべきものなりふ

龍田 講義云龍田ハ大和國平群郡にて立野村の邊の總名

也云々

志貴島爾 考云崇神天皇の大和國磯城瑞籬宮といふ○崇神天皇紀云三年秋九月遷都於磯城是謂瑞籬宮○古事記云御真木入日子印惠命坐師木水垣宮治天下也○記傳云師木ハ和名抄に大和國城上之岐乃城下之毛と云る是也此宮ハ在三輪村東南志紀御縣神社西と大和志に云りいみさまにも此あたりにぞ在けむ○又云島とハ凡てもと周廻に界限の有て一區なる域と云名にて限らず秋津島と云も本孝安天皇の都の名よて大和の内の地名應神天皇の都も輕島明宮と云類也云々此も秋津島宮輕島宮ふとの例の如く師木の地ゐるを師木島とハ云もあり

大八島國 考云日本を總て大八島といふ事古事記に出  
今按に日本紀等にも見えたり

五穀 考云古事記に大宣津比賣神死まして於ニ目生稻種  
於ニ耳生粟於鼻生小豆於陰生麥於尻生大豆と云これ五  
つの穀なり○今按に日本紀には項化又牛馬驥上生粟眉  
上生蠶眼中生稗腹中生稻陰生麥及大豆小豆とあり此に  
依て思ふに稻粟麥稗豆をや五穀となすべき

草乃片葉爾至万豆 考云大祓詞に草の垣葉と書ハ訓を知  
らせ爰に片葉と有は義を以也さて片葉に至までと云に  
て万の物皆傷盡せると知らせたり○講義云五穀より始  
めて菓樹菜蔬をも遺さず總たるなり大祓詞みどに云る  
草の垣葉と此と同物あら此なる尤人の陸田に作れる

菜蔬等を云るにて彼は自然生の野草の類にて別の事也  
不在 講義云崇神天皇紀に天下大に疫疾の行はれしと以  
ても風神の御守薄うとしと思ふべし不在ハ風神の御崇  
にて成し給はざるにあらず其御祭と物し給へざりける  
故に自然成らざりし也然れどもそハ神乃遙に遠ざけ給  
ひて御徳を施し給えざりしなきを實に不在といふべきなり

歲眞尼久 考云年々そこなえぬ間無也萬葉に間無を麻禰  
久と讀定○後釋云幾年も重ること也萬葉に多た詞にて  
みな度しげく重なるを云々無間の意にハ非ざ  
百能物知人 後釋云多くの物知人といふことにて百能物  
知人の數と云る也○今按に物知人ハ太兆のト事をもて

神の御心を伺ひ知る人といふ由史傳に委し其説長けき  
ば引出す

ト事 今按にすなはち太兆のトの事あり

出牟神乃御心者 講義云此出牟ト事に出むと上より續  
けて見るは惡り此ハ見えるゝ神の御心と云意あれは  
神の上に冠らせて心得べきなり神の御心とハト事に依  
て發覺る其即神の思はず所あるが故に云り御心と尤御  
所爲と云に異ふらぞ

此神止白世云々 講義云百の物知人等の思慮定たるにト  
事を以其應へりや應はずや令ト合むるに太兆の占形よ  
出る所と明く白せりなり負給支ハ天皇の詔敕以仰給へ  
る也

此乎物知人等乃云々 講義云此乎ハ上を承て云る也ト止  
母ハ雖ト相にて物知人等の其思慮る所と以徵を神に取

て其事と決定とすと雖といふ義あり

忘事無久遺事無久 講義云忘事無尤天神地祇を漏さぬこ  
とと云ハ其祭祀の欠典ふきを云なり

思志行乎 波須 後釋云こハ訓むべきまゝに委しく書たるな

れを字のまゝオモホシオコナハスチと訓むべし是古  
言なり古言ニソナハスといふうれとも古事記書紀續  
紀などに看行と書いて是も見し行ハをと云ことの約りた  
るなり

誰神曾 講義云神等と天社國社と稱辭竟奉らせ給ひ遺漏  
る事ハ非じと思ぼし行はす物を誰神ぞと句を斷<sup>キ</sup>ぬるに

大に咎めとる由と曾の詞にて聞せたり御紀七年の下に時得神語隨教祭祀然於事無駁とある文を今此に置て考ふべし

作々物 講義云五穀と始めて草の片葉に至るまでと漏さずる故に作々物と云り只作物と云とは別なり

字氣比 考云誓とも祈をも云りこゝハ祈を云○講義云字氣比は徵を我に取て信を神々試むるを云り然れば字氣比は受合なるべし○今按に誓約また祈みどと訓めり此等の字義を合せて心得べし猶委しく古史傳を見えとり相都々 講義云大忌詞にハ不相賜と云りそは祈りて未然と禦く詞なるが故なり此ハ當昔凶年の打續きある所以を神の示し給ふ御言なる故に相都々と云へり都々と云に一向に

神の御守護寫らざりしこと見えたり

天乃御柱命國乃御柱命

考云神代紀に生日神々授以

天上之事故以天柱舉於天上也この天柱をなばち伊邪那岐命の御息にて風神ありとある由ハ此風神と天御柱國御柱神と申す又同一書に伊奘諾尊曰我所生之國唯有朝霧而薰滿之哉乃吹撥之氣爲神號曰級長戸邊命亦曰級長津彦命是風神也といふ萬葉ニ龍田彦勤此花乎風爾莫落とて次の歌に風莫吹登打越而名負有杜爾風祭爲奈と有などと合せて知るべし○今按に神代紀ニ以天柱舉於天上也とある天柱は風神にあらず同紀ニまた化堅天柱とある是あり又天御柱國御柱と申す尤風は天地間を通ひ持つ故の御名もることなど古史傳ニ詳なり披見るべし

朝日乃日向處 考云紀に是國也直向日出方故號其國曰日向也この如く立野は龍田山の東の麓なれば日向處といふ古けりきのよきをほむるに先日影もて云り實に此は及ぶ物何あわるべき○今按に記に朝日直刺國また歌に朝日の日照宮と見え大神宮儀式帳に朝日來向國といひ萬葉ニに朝日照佐太の岡邊また旦日照島之御門などあり

夕日乃日隱處考云こゝの夕日ハ弓の山の西に隠るれをけしきに取べらる絲ど文の爲にいふのミ○記傳云日隱處へめづべきふ非きども唯朝日を主として其對に詞の文に云るのみみり○講義云記の歌に夕日の日うける宮とあるに依て訓べ同書に夕日之日照國ともある如

く西方の遠く打晴て夕日影の永く刺入るまで見畢て其宮内に没るが如くなる處を云なり○今按に記の歌ハ此文と少く異なるべくおぼゆ

立野乃小野云々 講義云右の朝日の日向處夕日の日隱處の吉處と吾宮處として宮柱と定奉りてといふ義也○立野乃の乃字諸本に爾に誤きると考に乃と改められたるも然ることあるに付て數本を校合るに本朝月令に引けりよ立野乃小野爾とあり云々小野は立野の地形と美て云り地名に非ざ辭教悟奉處 講義云立田の立野の小野にとあるその所也さて辭は事なり事とハ宮柱と定め幣帛を奉る等概略也宮柱定奉丘 講義云令鎮坐豆と云に同じ

禰辭竟奉爾

後釋云

禰辭竟奉りに王臣等を遣はせと云ふ

あり考に爾を止と改めてマツラクと訓れたるハ非なり

○講義云幣帛を齋して参向ふ事を云あり

禰辭竟奉

久止

皇神乃前爾云々 講義云禰辭竟奉久ハ皇御孫

命より神に申させ給ふ詞にて祝詞なり皇神乃前爾白賜

事乎より以下ハ祝詞を兼たる宣命也

比古神爾

考云古事記に生風神名志那都比古神とある是

也又神代紀に吹撥之氣化爲神號曰級長戸邊命亦曰級長

津彥命是風神也といふ此二書互に一神落たるものなり

今此祝詞にて彥神姫神かへすること著ければ二書とも

補ふべし云々

比賣神爾

云々 講義云他社の例多くハ比古神にのみ奉ら

れて比賣神の御服までにハ悉く及ばざるに此社へハお  
ざと比賣神の御<sub>レ</sub>給はむ料に調<sub>タテ</sub>進ることを如此いふな  
り考に明妙云々五色物までの言次略きて御服備ふと云  
なりと云れいかど然らず

金乃麻笥 考云革とちみて入る器もあり

金櫺 考云大神宮式に金銅多々利ニ基高各一尺一寸六分  
土居徑三寸六分

これを令義解に線柱と書<sub>レ</sub>と思ふに三寸六分四方の物  
と下居としてろきに高一尺一寸六分ある柱を立たるけ  
み和名抄に尤洛恐と多々利と訓り字ハ異なれど物ハ同  
じ○講義云櫺ハ柱が懸る物なり多々利とハ立柱と云こ  
とにて柱をかくる料に柱立たるを云なり

金能 柄

考云大神宮式に金銅加世比二枚

長各九寸六分萬手、長五寸八分

葉にとどめらが續麻繫ウミナカクといふ鹿背之山とよみ續日本後

紀に山城國相樂郡桺と書くなど合せ見よ桺は續麻ウミとくる物とは聞ゆ云々今田舎女の織車に懸たる糸を簍スジへ卷キリ取トかうふといひ然せし糸をかうひ苧アヒコといひ其糸を煮る粘水ヌシミズをとおせのりと云然らばかの簍の糸を引かくる物を桺と云べし云々。講義云桺ハ簍の糸を引かくる物也古語拾遺に以麻柄アシキ作スル桺とあるも同物あり明妙照妙云々考云此十二字今本こゝに有は誤にて加りト物なり。講義云上に姬神御服備ヒメノミコトノフクビとある目と記せるあり考に云々非事なり

和稻荒稻 考云和稻ハ米と爲さると以ひ荒稻ハ穂なうら

ある穎アヤシと云

皇神乃成幸賜者 講義云賜者尤多麻波婆と將然にいふ語  
もありされば大忌祭此祭ともに四月の時は然も訓むべきを七月の度は秋ふれば多麻閉婆と訓附て既然ハシナガことゝて上下の文に其用意するに非きば通難きに似ゑきば何とせば其説に合べらむと此を思ひ此を惟ふに秋祭ハ七月の祭と云に非ずそは新嘗祭と云るなきば此詞は四月七月ともに多麻波婆と訓む方宜しきなり然るは伊勢大神宮の神嘗御祭と九月に仕奉らせ給ふ上ならでハ諸神に其年の稻穀を奉らせ給えむ事理に於て有べらざ且七月に出來きる早稻を奉らせ給ふこと全に物に見えさきをあり但四時祭式に米酒各一石五斗稻五束と見え

とるは四月七月ともに奉るにて詞に御酒波云々和稻荒  
稻とあるを云にて初穂の事ならざるを思ふべし  
初穂者 諸義云新嘗祭お奠らせ給ふ所の供御を云り  
秋祭爾奉止牟講義云新嘗祭といふ也  
新嘗は十  
れふれど思大神宮の九月神嘗祭の如きをこころ秋祭とは云の  
も雖せ舊儀は九月あるべきれど古始大元考云く秋祭とく月の  
心に十一个月よは故に自餘諸神の神嘗及皇孫命の聞食を新嘗とさ  
也心を平にして思ふべし  
新穂と以奠る由なるを以秋祭とは云るにて時節の秋を  
云よりは初穂者云々といふ事の重きとて察ふべし初  
穂者云々の例ハ既に祈年祭などにもありつるが其下に  
云如く其等ハ十一月新嘗祭を以初穂と奠らせ給ふを云  
と同きを以知べし若然らばとせば何時とうせむ且七月

祭みらむには早稻といへども未た穂には出さるへし其  
餘の時に初穂を奉られし由も見にざれば右の祈年祭に  
いへる初穂に例して秋祭の新嘗なることを明らかべき  
なり云々七月の度も祭神料物の四時祭式に載する所四  
月に少も異なきハ初穂を奉る祭へ別なる證也  
王卿等百官能人等 考云此御使に王臣五位以上と式に在  
ハ四位五位の事にて三位の例なし爰に卿と書くは後に  
書違へし成べし此上文にも他にも皆臣とあるなり〇百  
官の人等と能の辭あるにて其官の中なる人といふ事あ  
る〇講義云四時祭式に差王臣五位以上各一人神祇官  
六位以上各一人充使とある是なり〇今按に卿字へたゞ  
臣と同じ意に書るなるべし必ずしも三位以上と卿とい

ふに拘へるべからず又百官能アリとあるといへれたるも拘泥クニに似たり他の詔に百官人アリのみあるも能アリ添へて訓むへければなり

倭國六縣云々 考云 同日の朝廣瀬龍田の御使ハ別に至て祭ハらるゝなれば同六縣の人々ハも分れて二所へ参り集ふなるへし○講義云考の云々といえられたるはさも聞ゆれど熟考ハシマツるに敷使の分れて参らるゝこと所見あれば信難ハシマツく然きば事の次ハ以て思ふに御使の人等及國司以下の人々先に廣瀬神ハ祭りて後に龍田に参向せらるゝにてあるべきなり然れども六縣の刀禰男女ハ豫カチて二社に分れ居て其事に預り仕奉るなるべし

被賜豆ハ後釋云タマハリテト訓ベレ幣帛ハば取るを云ハり

凡てタマハルと云ハ受る方に付て云ことなる故に古書にハ多く被賜と書りうと唯賜と書るは略也○講義云字豆乃幣帛ハ受賜はるを云なり

奉禮宣命乎云々 講義云こハ宣命の結句也祝祠ハ爰なる

奉禮までなり

平野祭 考云神名式に山城國葛野郡平野坐神社四座並神大名  
新嘗月次ト見えたり此四座の一ハ今木二ハ久度三ハ古開四ハは比賣神ハかはする事即ち祝詞ハ見ゆさてこの社の始の事は廢帝ハまだ大炊王と聞えて奈良の田村ハおはしたると天平寶字元年四月皇太子ハ立玉ひたり其田村ハおはします今木大神ハ天皇と聞ハ奉りて殊に崇み坐セ

を後に桓武天皇平安城遷奉りて崇み奉り給へるなるべく久度古開の二社も田村におはせしが異所なれど由ありて同じく遷し奉れ玉へるより未だよく知らば延暦元年十二月の紀に田村後宮今木大神叙從四位上と有は未だ平野へ遷し奉らる時なり類聚三代格に正一位平野社地云々右社預從五位下ト部平曆解狀備謹檢舊記延暦年中立件社之日點定四至奏聞既訖云々これに延暦に遷奉りハ見たれど其年月は知られず此格は貞觀格なり貞觀元年平野今木神從一位とあり神位は延暦元年に今木は從四位上承和三年平野の今木は正四位上久度古開二神從五位上位本は從五下也これより度々進め玉ひて貞觀元年に今木は從一位久度古開は從三位比賣神は從四位下同年の末

に今木ハ正一位次々皆進階有て後は平野尤總て正一位を參らせられしるべし○祭ハ太政官式に平野祭四月十一月上申參議以上赴集或皇太子親進奉幣事見又同式に平野祭は桓武天皇後王改如レ爲レ者亦同臣及大枝氏和氏並預見參この祭式に貞觀儀式より委り披見べしりくて光仁天皇の御嗣にて桓武天皇の御後諸王諸臣まで是を氏の神と齋ひ給ふ由ハ上に云ひ如し大江和氏等の見參に預る由は如何ある事り知らざ延暦八年紀に皇太后今上御母公也姓和氏贈正一位乙繼之女也母贈從一位大枝朝臣直妹后先出自百濟武寧王之子純陀太子と見ゆ光仁天皇の后におはせば后も御氏神の如くし給ふ故り又此大江和氏の本居の神にや有けむ右の式に及大江氏云々と有も王氏な言

ぬ由と見えたり○此祭ハ貞觀に始められしと或物に書  
くへ疑ありまづ貞觀紀に元年十一月九日平野春日祭如  
常とありて其次に梅宮大原野なども如常とあり此上には總て平野祭のこと見はず然れば天安二年四月に始ら  
れりと其事紀に落たるか天安二年六月貞觀と改むさらば同年四月  
に始りくを同十一月に如常と云んたいさゝ覺束無く  
西宮抄の四月四日廣瀬龍田祭慶務の事の裡書に貞觀元  
年四月四日同祭當平野祭云々とあり此言こ乃時始らき  
くとも聞にず猶少く前に始しにや考ふべり○講義云當  
社四月十一月上申日祭禮の事ハ本朝月令に弘仁官式云  
凡四月十一月上申祭大臣若參議以上赴進或皇太子親進  
奉幣と云き桓武天皇の御世より乃例にて此頃の常と

聞に免り然るに廿二社註式に第五十六代清和天皇貞觀  
元年十一月九日始祭と見えて公事根源も其說もあり但注  
式の或說に延暦年中始被行とも弘仁年中被行とも仁壽  
九年十月被行之とも有て何是として據れる事なきが如  
くと雖今此を考るに眞に延暦中に始めて行はれけるよ  
りして次々に行はしきけむと偶弘仁仁壽の度に有いが物  
に見えたるを此或說へ舉たるふらむか此等を合て思ふ  
に彼貞觀元々に儀式も何も調ひ定れる者あると云なり  
べく類聚三代格に載する延暦廿五年五月の太政官符中  
祓の條に平野祭の事出たきば既に其頃より祭れりくこ  
と有るなりけり云々

天皇我大命云々 講義云今本に世字を落せるを本朝月令

に有に從て補ふ。今接に誠に此字あるべし無くても必ず訓添ふべきなり猶此言ハ春日祭の下に出たり今木與里云々考云既に舉し如く田村後宮今木大神とあれを此今木は奈良の今木と指すな日本紀に見ゆる高市郡の今木に非ず扱光仁天皇次に桓武天皇もその今木の社を崇みたまび來し始めの事をあかすあり○講義云今木ハ神名なり田村よりと云はでは聞にず田村は記傳四十四に姓氏錄に奈良京田村里續紀十八に藤原朝臣仲村宮卅七ふ田村後宮第また甘に田田なセあるも此地なりトある地なるべしと云れたる如くなれば桓武天皇御代に其地より遷し給へらむにハ田村よりとこそ云べけれ今木よりとは宣ふましき理なり此に因て思ふに石上大神を古く今木神とも申せしには

非るか其大神を祀ひ奉る物部氏の支族に今木連と云があるも其大神に仕奉る由緒に依て稱る姓あること上に云る如なきば今云此説は下ふ今木の地名ハ元來石上邊にて呼來れる小字み止めむを田村宮にして其天神を勸請る時にも其儘に用ゐたりつらむとおぼゆるなり云々○今木神は神名式に大和國山邊郡石上坐布留御魂神社月大次新嘗相應とある此社にます布都主劍大神に坐す云々天皇本紀また天孫本紀に磐余彦尊都檜原宮初即位號曰元年云々今木繞於布都主劍大神奉齋殿内云々とある是ぞ今木の據るこきふと次々字麻志麻治命の子孫其業を傳

て石上大神宮の事を掌り併下て天の物部と率て仕奉き  
定一故に其氏族に今木氏あり姓氏錄山城天神に今木連神饒  
速日命七世孫大賣布連之後也と見えたる云々○今木ハ  
齋木にて五十櫛は齋串にて太玉串また天玉櫛といふと  
同物にて神代紀に所謂神籬あるものなり然きば今木ば  
神籬なれば何社に祀くるをも然云べきを石上大神に限  
りて今木大神とも稱する所以ハ云々今木を刺繕らにて  
齋奉られし事いはまくも更より總ての事餘社とは甚く  
異なりける故に今木大神とも稱し又石上の地に今木と  
いふ字を出來し物ありけ此詞に今木より仕奉來とあ  
る地名なるに思合すべきものあり云々も一然らば田  
村後宮今木坐大神と云何とろ記さきずては今木より云

々といふ事の聞ひ難きを思ふへじ云々天平寶字元年四  
月大炊王を皇太子に立給ふ時の紀文に先是大納言仲磨  
招大炊王居レ於田村第一とありて是より後は大炊王の宮と  
成れるなるが其時ハ孝謙天皇の御世にして宮中にてハ  
専ら佛を信じ給ふ時節なりしかば石上大神と宮中に勧  
請て今木を刺立て齋給ふ神事などハ怠らせ給ひ云々大  
炊王の皇太子にて渡らせ給ふ時に己命の御爲に時々に  
齋奉給ひけむを大神の御喻坐て田村宮に之鎮坐すこと  
ゝ成つらむ儀式或江次第ともに平野祭より云々皇太子は然る  
を光仁天皇の是を傳領し給へるが彼いはゆる田村後宮  
今木大神也とおぼれたり○今接に講義の説尤いと長き  
を今ば唯少かをあり引けり猶文も前後せる所多きを委

しく知らんと思ふ人の本書を見よべし爰にハ予が心ふ  
信る條と摘出たるのみなり又此神の事に就てハ近藤芳  
樹の説あるをそハ下に引出て云ふを見るべし久度古開  
も是に倣へ

仕奉來流 講義云今木の地に鎮坐る御靈を分けてうの本  
所に齋奉る任に祀奉る意也式に平野祭神四座とある如  
く今木の本宮に坐す神と平野にて祭らるゝ事あり此は  
式に春日祭神四座とあると此二を除きては餘社に例な  
たことなり云々式に山城國乙訓郡自玉手祭來酒解神社  
とある祭來に同じ心ばへに解けを了知らるゝなり自今  
木祭來皇大神とつゞけて味ふべき也

皇大御神 講義云こハ打任せてハ天照大御神に限りて申

せる事なりしを文法の類れどるものあり云々  
天能御蔭云々 考云御蔭とては隱坐といふ例なるをこれ  
と御魂鎮の文には畧けり古言へいつまでも畧ふぞ云え  
でハ言足えぬものあるをや○今按に後世とありて古の  
さまの違ひゆくまゝに如斯る類の事も次々出來たるな  
り

神主爾 講義云神主を此祭に臨て殊に任されどる也但本  
命に引るには此なるも久度古聞なるも神儀式に神主二  
主を禰宜に作れりさる本もありけるにや儀式に神主二人とあれども何人とも知難り若くハ其日早旦儀式にト  
部二人云々とありて是より後の行事にト部のふきを以  
見れば其神主と云ハト部の事なりけり但四時祭式にハ  
次神主中臣二人とあり此方宜きに似たり加茂翁は主典を此神

用ゐるらるべし主典公文を讀み申ス例あればなりと云れたれと然にはあふす

神財波 講義云衣笠までに係きり此所にて暫く句を切て心得べし鈴屋大人ハ衣笠の下に爾字落たるべしと云きときど然に非ず久度古開詞にも爾字あることなく既に春日祭詞にも貢流神寶者御鏡御横刀御弓御梓御馬爾備奉とあるも神寶の語ハ御梓までに係り御馬へ續ふざるを思ふべし○今按に一本に爾字ありといへりそれ若正しくハ後釋の説に従ふべし然きど無き例あれば講義に依りてあるもよきなり

衣笠 考云衣笠ハ蓋なりそのさま儀制令延喜式などに見ゆきぬの色ハ右の文に依ハ伊勢大神宮と同じく紫り天皇の御蓋も紫あるおと式に見たり○今按に和名抄に

華蓋和名岐沼加散とあり  
明多閉照多閉 今按照多閉三字今本落たり出雲本に林本貞享本に在りと云り本朝月令に引るには明妙照妙和妙荒妙とあり考にも補へれぬり必ず有べきものあり置高成 後釋云古言めたて聞ゆる詞也○義講云如横山より照應にハ置足より今一際まさりて思ゆ云々考に例も誤りか云々大なる誤りあり又申久云々天皇我朝廷爾 講義云我字は本朝月令に從へり考ニ此字を加て例以補ふと云それゑるハ月令を見らきざりしあり朝廷爾の爾と月令にハ乎とあり此にても聞ゆ  
伊夜高爾云々 考云王臣の官位彌益に高く氏族も彌廣く

發賣書肆

明治十六年九月十一日反刻御届  
全 年九月 出版

著述人 東京府士族 定價三拾錢

原版主 全平田胤季茲

反刻出版人 大阪府平民 大村安兵衛

東區淡路町二丁目十八番地

あと元正天皇紀の詔に天下乃政乎彌高靈彌廣爾とある  
は天皇の御稜威の彌高タカく御食國彌廣にして聊か異なり  
○講義云考に云々と云きつる尤さる事なきど月令にへ  
天皇我朝廷乎モリあり然る時へ此詔の如く天皇朝廷を彌  
高く彌廣く立榮奉らしめ給へと云ふことにみりて王臣  
の上の事ならず王臣の仕奉て御徳をなし奉ることにな  
るあり○今按にこへ何きよても通キテるなりされど春日  
祭にへこれ彌高爾彌廣爾の言無く直に伊加志云々と續  
きたるとおもふに猶爾字にて考の説の如くるべくや  
又中臣壽詞にも天皇朝廷仁茂世仁八桑枝乃立榮奉仕留  
倍支云々とありて王臣へうけとると思ふべし  
祝詞略解二之卷終

# 肆書阪大

此花北北鹿小赤中岡梶淺森辻濱三前前岡中此田前松柳  
村井尾村田谷志尾島田井本本木川川田川邨中川村原  
彦卯禹孝靜卯忠新眞喜吉太信伊佐宗源茂勘正太善九喜  
三二八 兵 太三 七兵 右兵兵兵  
助助郎郎七郎七助七造衛助郎郎助七郎衛助助門衛衛衛

備伊阿豐肥尾薩雲全全全全全西東  
前豫波前前州後後州州  
岡松德大中名熊尾鹿松 京京  
山山島分津古本ノ兒江  
屋道島

渡土黒山野片長三吉園大武川杉田山加熊丸中眞豊梅吉  
邊肥崎川依野崎木田山谷岡勝本中田藤谷 野部住原岡  
源與源正曆東次半幸喜仁文德甚治茂正幸 散武幾龜平  
兵 三四 兵兵右兵 二兵 會 太  
衛平助郎三郎郎衛衛門衛助郎助衛助七助社三助郎七助

